

入札監理小委員会  
第419回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第419回入札監理小委員会議事次第

日 時：平成28年6月22日（水）17:24～18:43

場 所：永田町合同庁舎1階 第3共用会議室

1. 事業評価（案）の審議

○新規起業事業場就業環境整備事業（厚生労働省）

2. 実施要項（案）の審議

○刑事施設の運営業務（法務省）

3. その他

<出席者>

（委員）

尾花主査、浅羽副主査、生島専門委員、川澤専門委員、辻専門委員

（厚生労働省）

労働基準局 監督課 荒木課長、西岡副主任中央労働基準監察監督官、吉野管理係長

（法務省）

矯正局 成人矯正課 柿添企画官、松本専門官、藤澤事務官

（事務局）

新田参事官、小八木参事官、新井参事官

○尾花主査 それでは、ただいまから第419回入札監理小委員会を開催します。

本日は、新規起業事業場就業環境整備事業の実施状況及び事業の評価（案）及び刑事施設の運營業務の実施要項（案）についての審議を行います。

最初に、新規起業事業場就業環境整備事業の実施状況及び事業の評価（案）について、審議を行います。最初に、実施状況について、厚生労働省労働基準局監督課、荒木課長よりご説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は15分程度でお願いします。お待たせして申しわけございませんでした。

○荒木課長 ご紹介いただきました監督課長の荒木でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日も審議いただきます新規起業事業場就業環境整備事業でございますが、これは民間競争の入札事業ということで、初年度が終了いたしましたので、本日はその実施経過についてご報告させていただきたいと思っております。

私からは、本事業の現在の概要、それから、昨年度の実施状況の総括、そして、今後の事業の方向性のポイントということをご説明させていただきまして、詳しい資料の説明については、後ほど西岡副主任から説明させていただきたいと思っております。

最初に、本事業の概要、資料1でございますが、これにつきましては、労働者を使用する事業場におきましては、労働基準法とか、あるいは労働安全衛生法等の労働基準関係法令に基づきまして、労働者の労働条件、あるいは安全衛生の確保ということを図らなければいけないわけでございます。

しかしながら、起業して間もない事業場、あるいは新たな分野に業態の変更をしようというような事業場につきましては、労務管理に必要な情報、ノウハウを十分に有していないということで、長時間労働、あるいは労働災害が出るといったトラブルが懸念されるわけでありまして、もちろん、国におきまして、厚生労働省ということで労働局、それから監督署では、事業場に対する監督指導ということを行っているわけでございますけれども、この労働条件の確保、改善ということについては、民間事業者の力を借りながら取り組んでいく必要がございます。

こういふことで、事業の中身でございますが、1つは、基本的な労務管理、安全衛生管理の要点についてのセミナー、そして、労働時間制度あるいは安全衛生管理体制にかかわります専門家による普及指導、こういったことを実施しておりますのが、本委託事業でございます。

また、この資料に書いてないんですけれども、今月の2日に閣議決定がなされました規制改革実施計画の中で、使用者が積極的に法令知識を得ることができる環境を整備するという観点から、使用者向けの広報資料の充実と周知徹底を図るということで、使用者に対し、自主的な法令知識の取得を促すということについて盛り込まれているところであります。この閣議決定を実現していく手段としましても、重要なものと考えてございます。

この事業の受託者の決定の経緯でございますが、資料1の（2）に書いてございますけ

れども、平成26年9月に策定されました新規起業事業場就業環境整備事業における民間競争入札実施要項に基づきまして、一般競争入札を行ったところでございます。これによりまして、受託事業者としましては、公益社団法人全国労働基準関係団体連合会が落札者となってございまして、2年間の事業ということで、27年度、28年度ということでやっているところでございます。

指標の達成状況でございますけれども、資料1の2ページ目に書いてございますが、表1ということで書いてございますように、7つの目標をあらかじめ定めてございます。詳しい説明については、後ほど西岡からご説明させていただきますけれども、27年度でございますが、全ての指標、項目につきまして、達成をいたして、目標値を上回り、実績を上げているところでございます。

また、経費の問題でございますけれども、市場化テストの実施前でございます26年度と27年度を比較した場合には、全体として3.6%減少となっております。このように、業務の質は問題ないと。それから、実施経費についても削減がなされているということで、私どもとしましては、この点に関しては良好な結果であったと評価をいたしてございます。

今後の業務の方向性でございますけれども、その次のページになりますが、これにつきましては、質とか、あるいは経費の点ではいいということでございますが、やはり本事業の問題というのは、1者応札が続いている点であろうと思っています。競争性の確保の観点からは改善の余地があるであろうということでございます。

現時点におきましては、次期契約に向けまして3つほど考えてございまして、1つは、事務所の設置に関する評価基準の一部撤廃、2つ目としましては、新規起業の事業場に関する目標の撤廃、それから、現行の受託事業者が有利となるような評価基準の見直し、こういったことで競争性を高めることができないかという検討をしているところでございます。

こういった競争性確保のための見直しを行いまして、29年度以降の次期契約におきましては、競争性を確保した上での民間競争入札を推進していきたいと考えております。

簡単でございますけれども、私からの説明は以上でございます。あとは西岡から、よろしく願いいたします。

○西岡副主任中央労働基準監察監督官 厚生労働省監督課の西岡と申します。私からは、本事業の実施に関して、確保されるべき業務の質の達成状況を把握するために設定しております各指標の達成状況、経費の支払い状況等についてご説明をさせていただきます。

先ほどの資料1に従いまして、ご説明をさせていただきます。指標の達成状況、評価でございますが、本事業では7つの指標を設定しておりますので、1つずつ説明をさせていただきます。

資料の2ページをごらんいただければと思いますけれども、まず、1つ目の指標でございます。把握する新規起業事業場数でございますけれども、こちらは若干わかりにくいところもございますが、本事業の対象でございます新規起業事業場を、どれだけ把握して、

セミナーに参加していただいたかを目標として設定してございます。昨年度は、目標数1,080事業場に対しまして1,761事業場という結果になってございまして、目標を達成し、良好な結果でございました。

2点目、セミナー開催数でございますが、こちらは各都道府県で必ず1回以上セミナーを開催して、かつ全国で合計54回以上開催することを目標として設定してございます。昨年度は各都道府県で1回、全国で合計66回開催という結果になっておりまして、目標を達成して、良好な結果でございました。

3点目、セミナー参加事業場数でございますけれども、こちらは、セミナー1回当たり平均して、どれだけの事業場に参加していただいたかを目標として設定してございます。昨年度は目標数20事業場程度に対しまして、約27事業場という結果となっておりまして、こちらのほうも目標を達成し、良好な結果となっております。

4点目、個別訪問による普及指導実施事業場数でございますけれども、こちらは労働時間制度ですとか、安全衛生管理体制に関します管理諸手続に詳しい専門家が個別に事業場に訪問して普及指導を行った事業場数を設定してございます。昨年度は目標数400事業場に対しまして、実施結果もちょうど400事業場となっておりまして、目標を達成している状況でございます。

5点目、本業務周知用のポスター、リーフレットの作成でございますが、こちらは本事業の周知用のポスターを2万部、リーフレットを10万部作成することを目標として設定してございますが、昨年度はポスター2万部、リーフレット11万部を作成してございますので、目標を達成し、良好な結果となっております。

6点目、セミナーに参加した事業場の満足度でございますけれども、こちらはセミナー終了後に回収させていただいておりますアンケート調査票をもとに、セミナーを受講した結果、ほかの事業主にセミナー受講を勧めることができるかという問いに対する結果を60%以上とすることを目標に設定してございます。昨年度は68.1%というアンケートの結果になってございまして、こちらのほうも目標を達成し、良好な結果となっております。

最後、7点目でございます。普及指導を利用した事業場のうち、1年以内に具体的な就業環境の整備が図られた割合でございます。普及指導は同じ事業場に原則2回訪問することになってございまして、2回目の訪問時に事業場の方にアンケートに回答していただきまして、アンケート調査項目のうち、就業環境の整備を図った、1年以内に就業環境の整備を図る予定とした事業場の割合を85%以上にと設定してございます。昨年度は目標数85%以上に対しまして、94.3%という結果になってございまして、こちらのほうも目標は達成しており、良好な結果でございました。

ただいまご説明させていただきましたように、設定していた全ての目標を達成するという実績を上げてございます。

続きまして、民間事業者の創意工夫や改善事項でございます。記の3でございまして、本事業の受託者が事業を実施するに当たって行った創意工夫や改善事項につきましては、

2点ございます。

2ページの下のところでございますけれども、1つ目は、受託者は全ての都道府県に1つずつ支部を設置してございまして、その支部が本事業に基づくセミナーですとか、個別訪問を実施しておりますけれども、各支部には個別事業場に訪問して、事業主等に対して適正な労務管理や安全衛生管理の普及指導を行う普及指導員を配置するとともに、セミナーの企画や運営、新規事業場からの個別訪問の希望状況に応じた普及指導員の個別訪問実施時期の調整と、本事業の統括管理を行うコーディネーターを配置してございますけれども、受託者が本事業を行うに当たりまして、全てのコーディネーターに出席を求めまして、年2回の全国運営会議を開催して、本事業を推進するに当たっての留意事項等を丁寧に説明いたしまして、事業が全国斉一的、効果的に進むよう取り組んでいる点が工夫されている等の評価をさせていただきました。

もう1点でございますけれども、(2)でございますが、労働基準関係判例の要約版の作成についてでございます。受託者は、平成26年度に示されました労働基準関係の判例から57事例を抽出いたしまして、それぞれの判例の要約を作成した上で、全国のコーディネーターや普及指導員に配付することで、セミナーですとか、個別訪問、支援先の事業主等に対する説明の際に活用することで、納得性を高める工夫をしている点は評価させていただいたところでございます。

続きまして、実施経費の状況と評価でございます。こちらは3ページをごらんになっていただければと思います。委託費の支払額ベースで、市場化テスト実施前と実施後につきまして比較させていただきましたところ、全体として対前年度比96.4%ということございまして、3.6%の減となっております。

内訳を申し上げますと、事業費、管理費ともに減少しておりますけれども、金額的には事業費のうち消耗品費と雑役務費が大部分を占めてございます。具体的には、消耗品費は契約時に見積もってございましたテキスト等の購入数量を精査して、余分な購入量を抑えたということによるものでございます。それから、雑役務費につきましては、市場化テスト前までは派遣労働者に担当させておりました事務につきまして、受託者の常勤職員がみずから行うこととしまして、派遣会社に支払っていた費用を削減したことによるものでございます。

記の5の全体的な評価でございますけれども、以上が平成27年度に事業を行った結果になりますが、全体的な評価といたしましては、先ほど課長が申しあげましたように、確保すべき業務の質として設定してございます目標を全て達成してございまして、実施経費の削減もされているということで、平成27年度につきましては、良好に業務が実施されていると考えているところでございます。

今後の業務の方向性につきましてでございますけれども、これにつきましては、先ほど課長が申しあげたことの繰り返しにはなりますが、本事業で問題となっておりますのは1者応札が続いていることによる競争性の確保ということにあると考えてございますので、

次期契約に向けましては、競争性を高めるための方策を検討いたしまして、見直しを行って、29年度以降の次期契約につきましては、引き続き民間競争入札を実施していきたいと考えてございます。

以上、私からの説明となります。どうぞよろしく願いいたします。

○尾花主査 ありがとうございます。続きまして、同事業の評価案について、総務省より説明をお願いします。なお、説明は5分程度をお願いします。

○事務局 それでは、資料Aをごらんください。こちらに総務省の案をまとめさせていただいております。

1番目の事業の概要につきましては、ただいまご説明いただきましたので、割愛させていただきます。

2番の評価に移らせていただきます。総務省の評価方法といたしまして、厚生労働省から提出いただいた資料1に基づきまして評価を行いました。まず、質の達成状況ですけれども、こちら今し方ご説明ありましたように、全て問題なく達成したものと評価させていただいております。

また、民間事業者からの改善提案、2ページ目に移っておりますが、こちらに関しましても、創意工夫が図られた点をまとめさせていただいております。

3番目の実施経費につきましても、3.6%の削減が図られたという形でまとめております。

4番目の評価のまとめでございますが、今、申し上げた点を踏まえまして、まず、質が全て達成されている点、経費が削減を図られている点、民間事業者の創意工夫が図られている点について評価できるという形で記させていただいております。

課題といたしまして、本件事業が市場化テスト導入前から同一の受託事業者による受注が継続しており、今期においても1者応札の課題が残る結果となったということで、今後につきましては、入札説明会参加事業者に対して実施したヒアリングにおいて、組織・人員体制の構築が難しいという回答を得たとご説明がありますので、次期事業の実施に際しては、民間事業者のこの意見も踏まえつつ、競争性改善に向けた検討を行う必要があるものと考えられるという形でまとめさせていただいております。

これらを踏まえまして、今後の方針、5番でございますが、入札における競争性の改善に向けて、以下の取組等を検討の上、引き続き民間競争入札を実施することが適切と考えるところをまとめさせていただいており、以下の点ということに関しまして、厚生労働省からご説明ありました次期事業の実施に当たって検討を予定しているもの3点を列記させていただいております。

説明は以上になります。

○尾花主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価（案）について、ご質問、ご意見のある委員はご発言願います。

○辻専門委員 ご説明どうもありがとうございます。いただいた資料1の2ページ目、表1でございます。こちらの表の真ん中あたりに、個別訪問による普及指導実施事業場数

というのがあって、指標（目標）が400事業場以上と書かれておりますが、具体的な事業場の場所についてお尋ねしたいと思っております。

この事業場の場所というのが、例えば北海道のあちこちに散在している事業場だったりすると、交通費等がかかって、時間的、金銭的なコストもかさんでくるかと思われまます。他方で、東京都の23区内にある事業場だけであれば、かなり楽に400事業場回れるのかなとも思料をされます。

そこでお尋ねなんですけれども、この400事業場というのは、誰がどのように決定して指定されるわけなんですか。

○西岡副主任中央労働基準監察監督官 400事業場につきましては、例えばセミナーに参加された事業場の中から個別に支援を求められている、あるいはセミナーに参加されていないところであっても、ポスター、リーフレット等で周知啓発させていただいておりますので、個別にそういう支援を求められる方、事業場がございましたら、そういったところに対して指導員が指導に赴くという形になってございます。

それから、あと、やはりセミナーに参加されただけでは、なかなかこういう支援を求められるという事業場が必ずしも多いわけではないものですから、そういったところは新規に起業された事業場を、個別にリストで、電話でこういう支援を受ける希望がありますかということで個別に当たって、そういう結果で400という形になっているという状況でございます。

それから、地域的な、場所的なところでございますけれども、これは基本的には47都道府県で、一応54回以上セミナーをやるという形になってございますので、それに応じて、個別支援事業場のほうも全国、県によってばらつきがございますけれども、当該県の周辺のところでは事業をされている事業場が多いものとは認識してございます。

○辻専門委員 事業場を指定する手続なんですけれども、これ、今、伺った限りでは、後半部分、1つ目の方法は、受託事業者が電話で個別の指導はいかがですかと営業なさるのが、1つの類型。

○西岡副主任中央労働基準監察監督官 そうです。

○辻専門委員 もう一つの類型は、お客さんの側から、パンフレットを見ているとかして、このサービスを受けたいんですけどと申し込みがされる類型、2個あるかと今思いました。

それで気になったのは、お客さんの側からアプローチが来て、うちに個別に指導に来てくださいという場合なんですけれども、その場合、事業者側というのは、これを拒否する権限とか権利とかあるんでしょうか。それとも、もうお客さんからうちに来てくださいと言われた場合には、もう場所がどこであれ行かなければならないんでしょうか。

○西岡副主任中央労働基準監察監督官 そのようなニーズがあれば、基本的にはお伺いするという形になると思います。

○辻専門委員 ですと、そのあたりは実施要項上も、どの事業者さんから来てくださいと言われたとしても行かなければならないというふうに読める内容になっているんでしょう



か。

○西岡副主任中央労働基準監察監督官　そうですね。ですから、そういうニーズがある場合は、基本的にはお断りするということはございませんので、こちらのほうは個別支援をさせていただいていると。

○辻専門委員　それはお客さんの側からの要望、アプローチを断った場合とかは、何かペナルティーとかあるんですか。

○西岡副主任中央労働基準監察監督官　ペナルティーまで科すような形にはなってございませんけれども、委託事業の趣旨からすれば、そういうニーズといたしますか、ご要望があるということでございますので、それについては基本的には対応していくということになるものと考えてございます。

○辻専門委員　先ほどの資料1の3ページ目の6番、今後の業務と書かれたところに、「ヒアリング調査を行ったところ、組織・人員体制の構築が難しい」と書かれているんですが、その中身として、例えば1つ考えられるのは、今みたいな日本全国どこからでもご要望があれば参上しなければならないという部分がかなりハードルが高いなど、ヒアリングを協力いただいた会社は思っていらっしゃるという理解でよろしいですか。

○西岡副主任中央労働基準監察監督官　そうですね。今、入札の要項上は、事務所については全都道府県にないといけないとか、ブロックにないといけないという要件は課してございませんが、一応、ある程度利便性を考慮した形で対応できる体制にあれば、それは加点という形になってございまして、やはりそういう対応を求められる事業場はあるという現実があるものですから、そこは今の仕様といたしますか、入札の要項上は考慮させていただいているということでございます。

○辻専門委員　わかりました。

○尾花主査　どうぞ。

○川澤専門委員　説明ありがとうございました。資料1の2ページ目の、先ほどご説明いただいた指標について質問させていただきます。

指標の中のセミナー参加事業場数が、指標の目標としては20事業場で、実施結果としては約27事業場ということだったんですが、これは1回当たりというような形で指標も設定されているんですが、例えば特定のセミナーにおいて非常に参加事業場数が少なかったりですとか、そういったことはあったんでしょうか。つまり、目標は達成しているんだけど、結果として良好であったかどうかというところの評価についていかがかというところなんですけれども、そのあたりいかがでしょう。

○西岡副主任中央労働基準監察監督官　結果としては、都道府県ごとに見ますと事業場の多いところ、そうでないところというのは現実でございます。この原因というのはなかなか難しいところがございまして、やはりなかなか、新規事業場の方にセミナーに参加していただくといっても、まず、その対象事業場もどの程度あるかというのは、これは都道府県によっても違うということもございまして、いろいろな要因はあるんでしょうけ

れども、結果としては、やはりばらつきがあるというのは現状でございます。

○川澤専門委員 今回の評価結果としては、目標を達成しており、良好であるということで、そのとおりなのかなと思うんですけども、例えば今後のところで少し考えますと、地域ごとの新規起業事業場数の何事業場数がセミナーに参加するとか、そういった割合で考えることもできるのかなとも思ったので、今後の検討にさせていただければなと思いました。

もう1点なんですけれども、4ページ目のところで、新規起業事業場の情報把握に係る指標の撤廃ということがあるんですが、これは指標を撤廃するとともに、業務としても含めなくするという事なんですか、情報収集するという事の業務を。つまり、厚生労働省さんからその情報を提供して、ある意味、委託事業者がみずから情報を収集するという事は委託業務の中に含めないということなんですか。

○西岡副主任中央労働基準監察監督官 ええ。今のところは、1,080という目標は、できるだけ多くの民間事業者さんに入札に参加していただくという観点では、あまり事業運営上、必須でない部分についてはできるだけ見直しをしたいということで。現状は、私も厚生労働省から労働保険関係の成立届の情報ですとか、これが全体で12万事業場ぐらいございますので、そういった事業場の提供というのは昨年度からやり始めてございますので、そういったところであまり負担をかけなくても、むしろセミナーですとか、個別支援のところに特化してやっていただくということが重要なかなと考えております。

○川澤専門委員 わかりました。ありがとうございます。

○尾花主査 どうぞ。

○生島専門委員 ご説明ありがとうございました。過去の契約状況等の推移のところ、24年度から27年度までで応札者数も変わっているんですけども、説明会参加者数も5者だったり、3者だったり、2者だったりしていると思うんですが、こちらの直近の2者、それから、26年度の3者というのは、どちらと、どちらと、どちらになるのか教えていただきたいのと、ポイントとしては、毎回違う方が聞きに来ていらっしゃるのか、それとも継続して過去に応札された方、もしくは説明会をずっと聞きに来てくださっている方がいらっしゃるのか。

それとも、25年度には3者応札があったんですけども、それからもうその方たちがいらしてないんですが、この方たちは、これではこの入札はやっても意味がないと判断して完全に離れてしまわれたのか、それとも、一応興味を持って、まだウオッチして説明会には来ていただいているのか。もしそうでないとすれば、これは応札まで至っているのに、しかも1者は2回応札されているじゃないですか、そういう方が完全にいなくなっているとしたら、とてももったいない。

競争性の確保という意味では一番ポテンシャルの高い方々だと思うので、いろいろ改善をなさっていると思うんですけども、ヒアリングもされていると思うんですが、ぜひこの2者の、過去に応札された方にももう一度ヒアリングをなさり、今これだけ改善している

んですけども、今回いかがでしょうかというようなことを積極的に働きかけるほうが、何となく不特定多数の方にアピールするよりも効果が高いかなと思ひまして、その状況がどうなっているかというところを伺いたかったのと、あと、過去の3者応札があったときに、実際価格点というか、最終的に何%ぐらいの乖離があったのかなと思ひまして、落札したところとできなかった2者と、そのあたりについて教えていただければと思ひました。

○西岡副主任中央労働基準監察監督官 まず、26、27の説明会に参加されていた3者、2者でございますけれども、1者は2年とも同じ事業者さんで、会計監査の関係の法人の事業者さんでございます。26年度ですか、もう1者、これは民間のシンクタンク系の事業者さんと認識してございます。

○生島専門委員 会計監査法人さんというのは、26と27。

○西岡副主任中央労働基準監察監督官 26、27ですね。

○生島専門委員 26、27、両方とも同じ会社が参加していて、シンクタンクの方は……。

○西岡副主任中央労働基準監察監督官 26のみです。

○生島専門委員 そうすると、24、25にいらしていた方たちは、全然もう。

○西岡副主任中央労働基準監察監督官 そうですね。そういう意味では来られてなかったということです。

○生島専門委員 なるほど。

○西岡副主任中央労働基準監察監督官 そのあたりにつきましては、以前、参加されなかった後には、参加されなかった理由につきましてお伺いしておりまして、やはり今回と同様に、組織・人員体制的なところというんですか、そういうようなご指摘がございまして……。

○生島専門委員 これを見ると、26年度以降しかヒアリングをしていないように見えるんですけど。

○西岡副主任中央労働基準監察監督官 ええ。ヒアリングといいますか、正規な形ではなくて、最近では、以前入札された事業者さんに詳細はヒアリングしていない状況がございしますので、委員ご指摘のとおり、そういったところは再度確認するとか、そういった努力はしたいと考えてございます。

○生島専門委員 しちゃいけないわけではない。

○西岡副主任中央労働基準監察監督官 そうですね。それは、できないことはないと思ひます。

○生島専門委員 ヒアリングと同時に、改善されているのが説明会にいらしていただけないと、せつかく条件を緩和しているのに伝わっていないと思うんですけども、それに対しては、仮に説明会に来ていただけてなかったとしても、そちらのほうから積極的に情報提供はなさっていらっしゃるのかなというか、ぜひしていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○西岡副主任中央労働基準監察監督官 わかりました。それにつきましては、次に向けま

して努力していきたいと思います。

○生島専門委員 あと、乖離率はどれぐらいでしたか。

○西岡副主任中央労働基準監察監督官 申しわけありません、今、手元にございませので、また確認をしておきたいと思います。

○生島専門委員 はい。それを一応いただければと思います。

○浅羽副主査 すいません、私からも1点、次回の改善点を幾つか挙げていただいでいて、いろいろと競争性が確保できるというなと思うんですけども、次回も2年間の契約で、かつ全国一律で1本の契約という形でやられるのでしょうか。それとも、そこまでも含めて抜本的に考えるというような余地はあるのでしょうか。

○西岡副主任中央労働基準監察監督官 以前も、例えばブロックごとにとのお話をいただいたこともあったんですけども、やはりこの事業につきましては、全国斉一で同じ内容で、労働基準関係法令ですとか、安全衛生関係法令の周知啓発的なところは非常に重要なものですから、斉一性の確保という観点で、同じ内容で同じ質のものを行政側からは提供するという必要性がありますので、基本的には全国1本でやりたいとは考えています。

○浅羽副主査 2年間という点はいかがですか。過去、単年度でやっていますし、あるいは3年間という選択肢もあるかもしれないんですが、現時点ではどんな……。

○西岡副主任中央労働基準監察監督官 そうですね。やはりこれもたしか前回、委員の先生方からご示唆をいただいて、一応、今回2年間にさせていただきまして、やはり民間事業者さんが参入しやすいということであれば、単年度よりは複数年で事業を受ける機会ということを提供したほうがよろしいのかなと考えてございますので、基本的には次回も2年間の契約という形で実施をしていきたいと考えてはございます。

○浅羽副主査 ちゃんと仕様書等で明記されれば、結局、2カ所、東と西とか分けてもできるんじゃないのかなとは思っています。ただ、東と西とに分けるとコストが高くなるのか、全国どこか、今回新しくやるということでも、本業務を遂行するための拠点を設けているか、これは残される、当たり前だと思うんですけども、拠点を分けると2カ所になるから、その分だけコスト高になるとか、そういうんだったら何となくわかる気がするんですけども、一律でということでは1者はどうなのかなと思ってしまったんですが。

総合的に検討されて、いろいろな側面もあって、やっぱり一律なんだというものであれば、よりわかるんですけども、そこら辺はどうなのでしょう。2つに分けてしまうと高コストになるのかなともちょっとは思ったんですけど、ただ、そこは全然触れていらっしやらなかったの、一律にやるということに関しては、ある程度ちゃんとご指導いただければいけるのではないのかなと思ってしまったんですけども。

○西岡副主任中央労働基準監察監督官 コスト面の問題というのは確かにございますけれども、やはり最近の傾向では、ある県で労働基準関係法令の適用解釈等の問題があって、ほかの県では取扱いが違うということがあると、それは非常にまずいということで、そういう意味でも監督機関の斉一性の確保ということで、非常に重視をしているところがあり

ます。このため、セミナーの内容についても、同じ事業者で同じ質の、労働条件の確保ですとか安全衛生の確保に関する説明をやっていただきたいと。今回の場合については、セミナーではなくて個別の支援というところもございますので、その委託事業の実施内容の質の確保という観点でも、ここは西と東にすると、やはりその質の確保という点では非常に困難な点があるのかなと考えてございますので、現時点においては、全国斉一でやりたいというように考えております。

○尾花主査 すいません、3ページの事業費のところなんですけど、これは事務所の賃料、借損料というのは含まれるんですか。

○西岡副主任中央労働基準監察監督官 そうですね。賃借料は管理費に入ります。

○尾花主査 わかりました。そういたしましたら、それが1点、前提として、今度は2ページ目、具体的にこの事業で接する事業場というのは、この1,761、もしくは27事業場がセミナーに参加して1,700ぐらいだとして、あとは個別訪問で400いっているとして、全体で2,000事業場ぐらいというイメージでいいでしょうか。

○西岡副主任中央労働基準監察監督官 そうですね。セミナーに参加されているところが、個別指導を受けられている場合もありますので、ボリューム感について正確なところは申し上げられないところがございますけれども、ほぼ委員がおっしゃるようなところかなと……。

○尾花主査 そういたしますと、これは年間の経費が7,000万ぐらいだとして、具体的に接している事業場が2,000だとして、1事業当たり30何万とか、40万とかかけている事業場というような理解でいいでしょうか。

○西岡副主任中央労働基準監察監督官 直接的なところはセミナーと個別支援になりますけれども、広く新規起業事業場の、こういう事業をやっているということとあわせて、いろいろな労働基準関係法令の広報といいますか、そういうのもやっておりますので、セミナーに参加、それから個別指導に参加されているところだけのコストということでは、必ずしも評価できないのかなと考えております。

○尾花主査 すると、御省ではアウトカムはどこで見ているんですか。これだけの7,000万円をかけて、具体的に国民が認識できる結果としては、2,000事業場について知識を普及しているというふうに見えると。それ以外にもポスター、リーフレットの作成等をされているということで何らかのアウトカムを見られるんでしょうが、2,000事業場に対して7,000万かけていると国民的には見てしまうときに、1事業当たり35万から40万かける事業の進め方として、これでいいのだろうかという視点の検討はされていたんでしょうか。

というのは、おそらくこの事務所の設置に関する評価基準の一部撤廃というのは、そういったアウトカム指標からお考えになられたのかなとは思いますが。

○西岡副主任中央労働基準監察監督官 アウトカムの評価というところは、一応、参加された事業場がどの程度、まさに新規の起業された事業場ですので、労働条件確保ですとか、安全衛生確保、そういったところをきちんと法令を遵守していただいて、問題が生じない

労働環境という形で、働く方が安心して働けるような職場環境をつくるということですので、結果としては、そういうものにつながっていくというものになるかと思うんですけども、第一義的には参加された事業場がいかに理解していただいて、満足されるかということになってくるかと思います。

そういう意味で満足度ですとか、そういう指標を出させていただいておりますので、なかなかアウトカムの評価というのは非常に難しいところがございますけれども、結果としては、そういうコストがかかっているというところはございますが、何とかそこは、削減できるところは削減の努力はしていきたいとは考えています。

○尾花主査 といえますと、この事業は平成19年から始まっていると聞いていて、やり方について、19年と今というのは変わっているんですか。

○西岡副主任中央労働基準監察監督官 方式につきましては、基本的には変わってございません。セミナーと個別支援です。ただ、対象の事業場ですとか、セミナーの回数、こういったものは、以前はセミナーにしましても90回以上ですとか、そんなことをしてございまして、ただ、あまりに回数を多くすると、逆に新規の参入していただける事業場というのは障壁になるということもございまして、そういう回数とかいうものは、少し減らしてきているというのが現状でございます。

○尾花主査 わかりました。そうすると、知識の伝達に関して言いますと、スマホの普及というのは、方法として無視できないと思うんですけども、平成22、23年あたりからは中学生でもスマホを持つようになってきて、それにもかかわらず、10年前から知識の普及方法について、何か改善をする視点というのは、現状は検討されていないのでしょうか。

○西岡副主任中央労働基準監察監督官 セミナーと個別支援がございましてけれども、個別支援のところは、さすがに個々の事業場でどのような問題があつて、労働基準関係法令上の問題を改善したかということで、例えば労働時間の管理一つとりましても、36協定の締結ですとか、就業規則の見直しですとか、そういったところは、なかなかそういった情報機器ですとか、いろいろなツールで改善というのも難しいところがございますので、そこは今までどおりやるしかないと思いますけれども。

○荒木課長 今の尾花委員のご質問にお答えをして、やはり電子化というか、そういうところへの対応というか、そこは非常に緊急の課題になってございまして、まさに尾花委員ご指摘のとおりだと思います。まさにセミナーとか、あるいは個別相談というやり方だけでいいのかというのは、そのとおりで、まさに2,000事業場、先ほど十何万事業場、新規であるという話も、とてもじゃないけど追いつかないということもございまして、そのあたりについては、28年度からですけれども、ウェブ上で、新規事業場はやる場合にこういうことを注意しなきゃいけないですよというような自己診断みたいなことを始めようというふうにしております。

こういうことにも取り組みながら、そういう最低限必要なものは自分たちで調べればわかると、そういう仕組みはしながら、一方で手とり足とりというか、そういうような従来

型の手法もここに織りまぜながらやっていきたいということを考えています。

○尾花主査 わかりました。最後から2番目の質問なんですが、2ページ目の本業務の周知用のポスター、リーフレットの作成ということなんですが、課長が、使用者が自主的に法令知識を取得するという発想の重視を説明されましたが、作成を基準とするだけでいいんでしょうか、何処か実際に配布したとか、掲示されたとか、これはどうやって把握されているのだろうか。

つまり、刷るだけではなくて、配布するところまでが評価でないといけないのではないかなというところが1点と、あと、課長が今おっしゃったように、具体的に手をとる方が割りと少なくなっているときに、紙媒体の枚数で評価されるというのも、何か検討を要さされてもよいかと思いました。

あと、最後の1点は、こういった平成19年から続いている事業の場合の予定価格というのは、どうやって決めておられるんですか。

○荒木課長 まだ紙媒体でやるかどうかということは、まさに委員ご指摘のところがありますので、評価の指標として適当かどうかというのは、またこれから次回の入札に向けて検討はしていきたいなと思います。その配布とかいうようなところも評価項目に入れるような、どういう仕組みがあるかはわかりませんが、ちょっと検討させていただければと思います。

それと、予定価格は。

○西岡副主任中央労働基準監察監督官 予定価格につきましては、先ほど申しました消耗品ですとか、印刷製本費ですとか、謝金ですとか、それぞれの必要なものの単価につきまして、必要部数、それぞれを積算して、積み上げた価格という形になってございます。

○尾花主査 見積もりはとっているんですか。

○西岡副主任中央労働基準監察監督官 ある程度厚生労働省の委託事業的なものについて、それぞれ基準のようなものがございまして、そういったものを基本的には参考にしながら積算するという形にしてございます。

○尾花主査 連合会に出していただいているということではないですね。

○西岡副主任中央労働基準監察監督官 いや、ございません。

○尾花主査 承知しました。ほかにご質問は。

○辻専門委員 先ほど尾花委員からお話があった内容にちょっと関連するんですけども、このセミナー開催、各都道府県で1回やらねばならないということでございますので、旅費とか会場を借りたりする経費とか、かなりかかってくるのかなと思われまして。

それで、例えば今もうセミナー開催とはいってもネット配信がございまして、普通に事業者さんのウェブサイトで、セミナー内容をあらかじめ録画しておいて公開するという方法も、技術的には、今、可能にはなっているんですけども、あえて物理的にセミナーをあちこちに出前して実施なさるという点を重視なさっているのか、それとも、もうこういう物理的に出前する方法は要らないなと思っていらっしゃって、実はもうこのネット配

信とかを進めようかなと考えていらっしゃるのか、この辺の空気感はいかがなんでしょうか。

○西岡副主任中央労働基準監察監督官 これも前回ご示唆いただきまして、検討をしているところでございますけれども、私どもの事業につきましては、セミナーの後に個別支援につなげていくというところもございますので、そういう意味では、セミナーで講師と対面で、ライブで講義を受けて、講師と受講者の間で、労働条件の確保の重要性ですとか、内容をより身近なものに感じて受けとめていただいて、実際の助言、指導につなげるというものも、ある程度重要性は否定できないところはあるかと思えます。ただ、必ずしもそれが全てかどうかという点はございますので、これも前回ご示唆いただいておりますので、そこは引き続き検討していきたいと考えてございます。

○辻専門委員 わかりました。

○尾花主査 それでは、時間となりましたので、新規起業事業場就業環境整備事業の評価（案）等に関する審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 生島委員からご質問のありました、過去に複数応札を実現された際の応札状況についての情報は、後日また事務局を通じて報告させていただく形で考えております。

○生島専門委員 お願いいたします。

○尾花主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事務局から監理委員会へ報告するようお願いいたします。本日はありがとうございました。

（厚生労働省退室・法務省入室）

○尾花主査 すみません、お待たせして申しわけございません。

続きまして、刑事施設の運營業務の実施要項（案）について審議を行います。

最初に、実施要項（案）について、法務省矯正局成人矯正課、柿添企画官よりご説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は15分程度でお願いいたします。

○柿添企画官 法務省矯正局成人矯正課の柿添と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

刑事施設の運営の入札実施要項について、ご説明させていただきます。刑事施設の運營業務は平成21年度に、まず1つ目が静岡刑務所及び笠松刑務所、2つの施設における総務業務及び警備業務、そしてもう一つが黒羽刑務所、それから静岡刑務所及び笠松刑務所の3つの施設における作業業務、職業訓練業務、教育業務及び分類業務の2つの入札単位で民間競争入札を行い、平成22年4月から民間事業者による業務を実施しております。

現在実施している業務は、本年度末をもって事業期間が終了しますので、明年4月1日からの第2期目の事業について、今年度民間競争入札を行いたいと考えております。

昨年度、本委員会におきまして、公共サービス改革法第7条8項に基づく業務の実施状況に係る評価についてご審議いただきました。その際、刑事施設特有の専門性が問われ、



習熟が困難であることから、民間委託になじみづらい業務や、刑事施設特有の制約から円滑な実施が困難な業務があるものと認められたとのご指摘をいただきまして、今後の方向性としてより多くの民間事業者の参入を促す観点から、委託のあり方について見直しが不可欠とされております。

なお、本委員会における評価に先立ち、法務省内に外部有識者をメンバーとする「刑事施設の運營業務に係る官民競争入札及び民間競争入札事業拡大措置検討委員会」、以下拡大措置検討委員会と申しますが、これを設置しまして、本事業における評価を行っております。その際、本委員会の専門委員をされておりました一橋大学の本庄先生にもご参画いただきまして、競争性の確保等といった観点からご助言をいただきました。

この拡大措置検討委員会におきましては、現在実施している事業について、業務の実施に当たり確保されるべき達成目標として設定された質については、おおむね目標を達成していると、また、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したとの評価をいただいた一方、監理委員会のご指摘と同様、より多くの民間事業者の参入を促す観点から、委託のあり方について見直しが不可欠とのご指摘をいただいているところでございます。今回作成した入札実施要項はこの評価結果を踏まえ、民間事業者のノウハウの活用が期待できる部分、民間事業者にとって実施が困難であろうと思われる部分について、見直しを行っております。

前回の入札実施要項と比較し、変更となる部分を中心にご説明させていただきます。まず、実施要項（案）の1ページ目の1の（1）のAのところですが、「入札の対象となる公共サービスの単位」については、前回の入札同様2つの入札単位で実施したいと考えております。

対象となる業務につきましては、1つ目が静岡刑務所及び笠松刑務所における総務業務及び警備業務、これは前回の入札と同じでございます。2つ目の黒羽刑務所、静岡刑務所及び笠松刑務所3庁における作業業務、職業訓練業務、教育業務及び分類業務につきましては、今回職業訓練業務として含まれていた給食業務及び洗濯業務を新たな業務区分として、作業業務、職業訓練業務、教育業務、分類業務及び収容関連サービス業務としております。これは、現在実施している業務では給食、洗濯を受刑者の職業訓練として実施しているため、職業訓練業務の区分に含まれているのですが、次期事業では職業訓練として実施しないこととしましたことから、新たに収容関連サービスという業務区分を設けたものです。

対象施設の概要は別紙1に記載しております。

次に、委託業務の内容については、別紙2に記載しております。現在実施している事業の評価では、刑事施設特有の専門性が問われ、習熟が困難であることから、民間委託になじみづらい業務や、刑事施設特有の制約から円滑な実施や困難な業務があるものと認められたとのご指摘を受けておりますので、これを踏まえました変更等を行っております。

まず、整理した業務についてご説明いたします。総務業務のうち人事業務、名籍業務、

それから会計関係の事務につきましては、行政機関特有の専門性が問われ、習熟に時間がかかる部分がある業務であると考えられます。このため、例えば名籍業務のうち複雑な根拠法令に基づく刑期計算を伴うような事務は専ら国の職員が実施することとし、民間事業者には定型的に実施できる事務を担当してもらうこととするなど、民間の業務分担を明確化しております。

また、警備業務につきましては、総合警備システムという機器があるのですが、前回は民間事業者にこの整備を求めておりましたが、今回の入札ではこれを求めないこととしております。これは内部の拡大措置検討委員会の評価において、委託対象施設の状況に応じ、さらに効率的な機器の導入が可能となる余地はないとされ、国が整備すべきとされたため、委託業務に含めないこととしたものでございます。また、民間事業者からの提案によりまして、面会予約システムというものを導入しておりましたが、利用が低調でございますので、今回は特に整備を求めないことといたしました。

次に、作業業務につきましては、刑務作業の受注業務は、委託業務から除いております。これは、さまざまな業種とのネットワークを有する民間事業者においても、受刑者の能力や作業時間、作業に使う工具の使用についての制約があるといった刑事施設特有の制約から刑事施設で実施し得る作業を導入することは容易でない状況にありますので、委託業務に含めないこととしたものでございます。

先ほど入札単位のご説明の際にも申し上げましたが、現在給食業務、洗濯業務については、受刑者の職業訓練として実施しておりますが、今回の入札では収容関連サービスという業務区分を新たに設けることとしております。これは収容者の高齢化が進む中、職業訓練の適格者を一定数確保することが困難となっていることなどから、経理作業として実施することとしたものでございます。職業訓練ですと、訓練期間が終了すれば受刑者の入れかえが生じ、その都度要員確保に苦慮し、状況によってはやや能力が劣る者も訓練に回し、事業者の負担となっておりましたが、経理作業ですと、そうした入れ換えということが想定されず、一定の能力を有する者を恒常的に確保できるため、事業者に負担をかけないで済むようになります。

次に、充実化を図った業務です。警備業務のうち女子受刑者を収容する笠松刑務所においては、国の男性職員が、収容者が収容されている収容棟というところがあるんですけども、収容棟を巡回する際に事業者の女子職員の同行を求めることを可能とすることとしております。これは従前、国の女子職員が同行しておりましたが、国の職員の人数にも限りがございますため大きな負担となっており、民間事業者が業務を実施するに当たっての余力部分で対応してもらうこととしたものであります。

なお、業務内容は同行であり、受刑者への対応は国の職員である刑務官が行うこととしておりますので、民間事業者に過大な負担はかからないものと考えております。

次に、職業訓練、改善指導、就労支援の連携を求めることとしております。現在実施している事業の評価では、職業訓練及び改善指導は民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮

により、業務の質の向上に貢献したものと評価された部分であり、再犯防止への社会的要請に応えるため、次期事業においてさらなる取り組みの充実が期待されているものです。

次に、給食業務については、受刑者の経理作業として実施することとしておりますが、先ほどの笠松刑務所ですけれども、女子刑務所においては、被収容者の高齢化等により経理作業を実施する適格者の確保が特に困難な状況となっておりますので、給食業務のうち食材の荷受け、下処理等の一定の業務を委託業務として、事業者の職員に実施してもらうこととしております。

次に、清掃、環境整備及び植栽管理業務につきましては、今回の入札では委託業務の対象としないことといたしました。これは限られた予算の中で充実化を図る必要のある業務があるから、整理することとしたものでございます。

次に、2ページ目の下に記載しております2、実施期間については、平成29年4月1日から平成36年3月31日までの7年間としておりますが、黒羽刑務所に関しては、平成34年3月31日までとしております。これは、現在黒羽刑務所において公サ法、公共サービス改革法に基づく事業と並行して、PFI手法による民間委託事業を実施しており、その事業期間が平成34年3月31日に終了することから、事業の終了日を合わせる必要があるためでございます。

次に、5ページ目の5の部分ですけれども、本事業を実施する者、いわゆる落札者の決定に係る方式についてご説明いたします。これについては前回の入札と同様、総合評価落札方式を用いたいと考えております。審査は入札参加者の入札参加資格の有無を判断する「第1次審査」と提案内容等を審査する「第2次審査」の2段階で行うこととし、「第2次審査」は外部の学識経験者等による事業者選定委員会を設置し、審査を行ってもらうこととしております。審査項目のうち、加点項目については前回の入札と同様に事業期間にわたり安定的に業務を実施できるような雇用確保策について提案を求めるほか、矯正施設の出所者の雇用や職業訓練、改善指導と就労支援のシームレスな連携など、出所者の再犯防止対策に資する提案を求めたいと考えております。

次に、入札時に開示する情報についてご説明いたします。まず、入札実施要項の別添、従来の実施状況に関する情報の開示については、業務等の参考数値で開示する運転業務の情報を増やしております。また、刑事施設の運營業務という特殊な業務の入札ですので、事業者の入札参加のハードルを低くするため、刑事施設で使用される用語を解説した用語集を加えております。

なお、同じような観点から入札公告後、現地施設における説明会を開催することとしております。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきました実施要項（案）について、ご質問、ご意見のある委員はご発言願います。

○生島専門委員 ご説明ありがとうございます。実施要項（案）の8ページ目と、それからその次の9ページ目にもあるんですけども、加点項目のところで、矯正施設の出所者を雇用するなどの提案がなされているというところがあるんですけど、これは本当にまさに応札企業さんが実際に雇用をしているんですか、出所者の方を。

○柿添企画官 今のところ、こういった民間の事業の関係で一部関連する会社で雇用した経緯はあるということですので、必ずしも受注した会社自体が雇用しなくても、関連する会社でも、もしそういった機会を与えていただけなのであればという観点からです。

○生島専門委員 関連する会社じゃなくても、知っている会社にこういうところがあるというあっせんでも、それも……。

○柿添企画官 そういうことでも。

○生島専門委員 なるほど。すごく効果的というか、出所者の方の雇用がものすごくいいなどは思うんですけども、一方で、非常に大きなご提案なんですけど、加点項目の割合がほかとあまり変わらないなというのはちょっと気になりまして、そこまでは、雇用をするんだったら、もうちょっとこの配点が大きくてもいいような気がするし、逆に新規の方にとって、いや、ちょっと雇用は重たいよねと思われてしまうかもしれないので、例えば過去の実績で、何人雇用すればいいのと思わないように、実際には過去こういう例が本当に1件あったとか2件あったとか、そのぐらいだと、ああ、なるほど、いいんだなとわかるというか、ごっそり雇用をしなければいけないのかなと思われてしまってもあれですし、でも、1人でも雇用をしたら大変なこと、すごく立派なことだから、それだったら配点が高くていいかなと、この2点について思いまして。

○松本専門官 ありがとうございます。公共サービス改革法の仕組みを利用した民間委託事業として、法務省関係では、総務業務の委託事業を府中刑務所と立川拘置所等で実施しているところです。実際に受託した事業者は、大勢ではないんですけども、今後直接の府中刑務所、立川拘置所の業務ということではなくて、事業者の、ほかの事業所ですとか関連するような企業で採用するという計画をされていてということは現実にされる計画はあるということです。

あとまた、加点項目の記載ぶりなんですけれども、矯正施設の出所者を雇用するなどということの例示ですので、再犯防止に資するようなほかの提案でいいものがあれば、またそれについても評価してということはあるのかなとは思っております。

○生島専門委員 わかりました。ありがとうございます。

○浅羽副主査 すいません、私も今の加点項目で1つ教えていただきたいところがあります。10ページですね。仕様書の10ページの5の収容関連サービス業務の中の給食業務の一番最後なんですけど、食材の調達を3食365日安定的に出すようにしてくださいと書いてあって、ほかのところはすごくすぐれていれば10点、それほどではなかったら5点、すぐれていなかったら0点となじむと思うんですけども、ここだけはほとんど必須、まず最低限3食365日提供できるような食材調達はしていただかないと困りますという内容のように

思うんですけれども、意味合いとしてはそういうものではなく、もっと付加的なものを追加しないとだめという、それとも、そもそも欠けちゃだめだと思うんですけれども、このところの意味合いが読みづらかったので、ご説明をいただければと思ひまして。

○松本専門官 こちらの加点項目については、26年度から実施しています被収容者に対する給食業務でも同じような項目を設けさせていただきまして、入札を実施したという経緯がございます。それに準じたものではございます。食材を3食365日安定的に食事給与してもらうために、例えば地元から積極的に調達してもらうとかということがあれば、加点項目ということで加えさせていただいているところでございます。

○浅羽副主査 以前のときに説明で、地元のものをできるだけ使うというところがポイントだと口頭で伺ったという記憶が私はあるんですね。だとしたら、それはどこかに書いたほうが意味合いとして強く出るんじゃないのかなと。私が申し上げたいのは、要は365日調達するのは当たり前ですと、それはやってもらわないと困りますと、最低限そうです。

ただ、ここで加点項目としている意味はそういうところにあるので、そういういい提案ができませんかねということをちゃんと明示したほうが、少なくとも今受けている方はわかっても、ほかの方はもっと違うことを想像しかねないという印象を持ちましたので。

○松本専門官 総合評価落札方式ですので、財務省との協議が必要になってまいりますので、そちらとの協議を踏まえてということになります。入札説明会とか、そういった機会を通じて各事業者の方には、こちらの意図が伝わるようなこともしていきたいと思ひます。

○浅羽副主査 地元食材を優先する、書きづらいんですか。

○柿添企画官 地元調達で物を買おうと、どうしても物としては高くなるというか、全国から安いのを流通で集められるのと比べるとしたら、多少高くなってしまいうところもありますので。

○浅羽副主査 ただ、そうしたものを乗り越えて、なおかつ安く良質なものを地元からというのがベストなわけですよ。

○柿添企画官 それはもう……。

○浅羽副主査 ですので、それが考えられるような事業者にぜひということが訴えられればいいわけですよ。高くしてくださいという意味だとまずいと思うんですが、そうじゃなくてということであれば、いいような気がするんですけれども、ちょっと素人考えが過ぎますかね。そういうものがきちんと伝わればいいというのがこちらの意図です。

○柿添企画官 おっしゃるとおりでございます。

○浅羽副主査 ありがとうございます。

○尾花主査 11ページの6の「対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示」と書いてありますが、別添のとおりというのはどこを見ればよろしいですか。

○松本専門官 申しわけございません。本日お手元にお配りがされている資料が、入札実施要項（案）の本文と別紙になっているんですけれども、前回の入札でも従来の実施状況

に関する情報の開示の資料を作成しております、それに準じた資料を今回も作成いたします。それに加えて、先ほども説明を申し上げましたような用語集を、前回ついていなかったんですけども加えたりとか、業務上の参考数値として若干さらに参考になるような数値を加えるということを予定しております。

○尾花主査 わかりました。

あとは、総務・警備業務については、1者入札だったと理解しているんですが、それに対して特に工夫した点というのはございますか。

○松本専門官 昨年度の事業の評価でもご指摘を受けたところでもございますので、その辺については考えております。前回の事業では委託業務の、例えば総務業務のうち名籍業務については、刑期計算を伴うような業務も対象に含まれるような委託業務の内容の書きぶりだったんですけども、そういった点については、民間委託になじみづらいというご評価を受けておりますので、そういった業務を整理したりですとか、あと、具体的な業務を、マニュアルで実施できるような業務を対象とするということを明確化したりとか、今実施している事業者以外の事業者でも参入が可能となるような形で、委託業務の内容を整理しております。

○尾花主査 そうすると、改善は委託業務の整理で対応し、情報の開示の部分については、とりわけ総務・警備業務では改善はされていないという理解でしょうか。

○松本専門官 情報の開示では業務上の参考数値として、総務業務の中に自動車運転業務というものが委託業務の内容の中に入っているんですけども、やはり各事業者にとっては、自動車運転といっても昼間の時間帯の運転がどれぐらいあるのかということと、あと、休日とか夜間にどれぐらい運転業務があるのかということと大きく事業費の積算というものが変わってくるかと思っておりますので、休日、夜間の自動車運転がどれだけあるとか、午後8時以降に運転を行っているような自動車運転の件数が何件あるとか、そういった情報を今回は詳しく記載しております。

○尾花主査 わかりました。ありがとうございます。

あと、最後に別紙4について解釈を教えてください。「民間事業者の責めに帰すべき事由により」という記載がありますが、これの読み方なんですが、官の責めに帰すべき事由と民間事業者の責めに帰すべき事由が複合的に発生したような場合というのはどういう読み方をして、委託費の減額を換算されるのでしょうか。

○柿添企画官 同時に官民両方発生した場合ですか。業務分担で委託しているところを精査して、責任の所在を見きわめて、官民で納得した上でそれを計上するという形になるかとは思いますが。

○尾花主査 わかりました。ありがとうございます。

それでは時間となりましたので、刑事施設の運營業務の実施要項(案)に関する審議は、これまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 ございません。

○尾花主査 それでは、今回のお示しいただいた実施要項（案）について、委員からの指摘等を踏まえ、必要な修正を行っていただきまして、事務局を通して、我々委員が確認した上で議了という方向で調整を進めたいと思います。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

それでは事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事務局から監理委員会に報告するようにお願いいたします。

本日はありがとうございました。

（法務省 退室）

— 了 —